

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
1	公共施設等の管理者について	1.(1)	二市一町の公共斎場との位置づけであります。民間事業者(S P C)の契約相手先は越谷市との理解でよろしいですか。	S P Cの契約先は越谷市のみとなります。
2	契約者について	1.(1)	民間事業者との契約当事者は越谷市のみとなりますか、あるいは越谷市・吉川市・松伏町連名となりますか。	S P Cの契約先は越谷市のみとなります。
3	施設について	1.(1) イ	『斎場施設』として『火葬場、葬祭場、駐車場等の敷地内施設』とありますが、その他の『敷地内施設』はどのような施設を想定されていますか。	特に想定していません。付属施設としての倉庫等の設置については提案とします。
4	施設について	1.(1) イ	事業内容の『イ・施設』において『駐車場』と記載されていますが、実施方針内に駐車場についての記載がありません。駐車場とは、どの程度の規模(駐車台数)を想定されていますか。	駐車台数は、民間の提案とします。なお、要求水準としての参考値は、乗用車400台、マイクロバス20台程度を想定しています。
5	業務内容について	1.(1) オ	本事業の業務内容は、3.(1)に記載されている通り「運営」「維持管理業務」の他、「敷地造成業務」「設計及び施工業務」も同列にて併記されるべきと考えますが、いかがでしょうか。(事前業務は「～等」に含めていただいて宜しいと思います。)	業務内容の詳細については実施方針3.(1)を参照してください。
6	敷地面積について	1.(1) オ	敷地面積32,200㎡について、計画の段階で縮小案を提案することは可能でしょうか。	敷地面積32,200㎡は前提条件とし、変更は不可とします。
7	想定火葬件数について	1.(1)	必要炉数の変遷が3～4年次ごとに増加する設定となっておりますが、この炉数の移行は計画する際の参考値としてとらえて宜しいですか。もしくは炉数の段階的な増設は、提案計画の作成において、遵守すべき点でしょうか。	市が示す基数設定は参考値です。最終年度までには14基を設置するものとし、増設計画を提案してください。
8	想定火葬件数について	1.(1) 表1	表1にある『想定火葬件数』の算出根拠あるいはデータ等についてご提示下さい。また、行政区域毎の取扱数、特に3市町とその他の内訳についてもお願いします。	「越谷広域斎場基本計画(平成13年3月)」を参照ください。同資料は市の情報公開室で閲覧、複写が可能です。
9	想定火葬件数について	1.(1) 表1	事業リスクを把握するため、想定火葬件数の算定根拠を教えてください。また、想定火葬件数に動物の火葬が含まれている場合、その件数も教えてください。	「越谷広域斎場基本計画(平成13年3月)」を参照ください。同資料は市の情報公開室で閲覧、複写が可能です。
10	火葬場について	1.(1) ア	火葬炉数については、火葬炉処理件数に対応する性能を満たすことを前提に事業者の提案によるとありながら、必要火葬炉数のスペースを確保するとありますが、「必要炉数」とはどのように理解すれば宜しいのでしょうか。	計画火葬件数を処理できる14基を想定しています。
11	火葬場について	1.(1) ア	火葬炉数は事業期間途中で増設する事が考えられますが、B T O方式における本事業において、市に移管した斎場施設に付加する「火葬炉施設」の建設費及び所有権の扱い方が読み取れませんのでご提示下さい。また、火葬炉数の設定は本事業目的の根幹をなす部分であり、「市」にて提示されるべきと考えますがいかがお考えでしょうか。	建設費の支払は、平準化といたしますが、炉の増設に伴う増額分は、基本的に増設後に算入して平準化させ、ご提案ください。増設した火葬炉は市の所有となります。火葬炉数は計画火葬件数を踏まえ、増設計画と合わせて提案してください。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
12	火葬場について	1.(1)ア	「火葬炉数、告別室スペース、集骨室スペース、及び各室の配置、規模等については民間事業者の提案とする。」との記載がありますが、施設全体の規模（延床面積）については、募集要項にて提示するとお考えでしょうか。募集要項配布から提案書提出までの期間の短さを考慮すると、今回質問の回答と時期を合わせご提示ください。	規模については、提示しませんので、事業者で提案してください。
13	火葬場について	1.(1)ア	火葬処理件数に対応する性能を満たすことを前提として、応募者により火葬炉数を提案するとなっておりますが； 数年後に火葬炉数を増加させる提案は可能でしょうか。 またその場合、増加に要する整備費用を割賦金相当額から除外し、業務委託費のうち変動費相当額として支払っていただくことは可能でしょうか。	：可能です。 ：建設費の支払は、平準化といたしますが、炉の増設に伴う増額分は、基本的に増設後に算入して平準化させていただきます。
14	火葬場及びリスク分担について	1.(1)ア、 3.(4)	本事業においては、想定火葬件数を参考に火葬炉数を民間事業者が提案することになっておりますが、天災等による大災害等で想定火葬件数が大幅に超過するような事態が発生した場合において、以下の項目についてどのような方法をお考えなのかお示し下さい。 モニタリングと支払減額の基準のありかた 施設運営の主体（事業者が継続するのか、市が介入し一時的に公営体制とするのか） 事業期間と事業者への支払の調整	想定火葬件数を超過し、処理が追いつかなくなった場合については、事業者にはペナルティを課すことは想定していません。 事業者が継続します。 処理件数に応じて変動費を支払います。事業期間の変更は想定していません。
15	火葬場について	1.(1)ア	火葬炉は事業期間中に処理量や業務集中度等の条件から増設が考えられますが、BTO方式において、市に移管した施設の火葬炉増設建設費維持管理費、所有権等の扱い方をご教示下さい。	増設した火葬炉の所有権は市になります。 建設費は、平準化といたしますが、炉の増設に伴う増額分は、基本的に増設後に算入して平準化させ、ご提案ください。 維持管理費については増設計画に合わせて提案してください。
16	火葬場について	1.(1)ア	火葬炉の将来の増設において最終的に14基と想定されていますが、当初建設時から炉前化粧扉を14基設置するとお考えでしょうか。又、動物炉は当初建設の考えで宜しいでしょうか、ご教示下さい。	事業者の提案とします。動物炉は運営初年度から稼働できるようにしてください。
17	火葬場について	1.(1)ア	火葬炉数は民間事業者の提案となっておりますが、運営維持管理段階で、火葬件数の増加により処理できない状況が発生した場合のリスク対応について、市の基本的な考え方をご教示下さい。	市が想定する火葬件数を上回った場合については市のリスクとします。
18	火葬場について	1.(1)ア	事業期間中途での炉の増設提案も可能と考えますが、この場合、増設分の施設整備費は市から別途民間事業者へ支払われるとの理解でよろしいですか。施設整備費の割賦代金の取扱いとの関連を含め、市の基本的な考え方をご教示下さい。	建設費は、平準化といたしますが、炉の増設に伴う増額分は、基本的に増設後に算入して平準化させ、ご提案ください。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
19	火葬場について	1.(1)ア	「火葬炉の形式についても、民間事業者の提案とする」とありますが、要求水準で排ガスの濃度を規定されると思います。その中で、ダイオキシン類濃度への対策がポイントと考えていますので、現時点での方針（厚生省ガイドラインと同等なのか、越谷市独自の基準があるのか）をお示しください。	厚生省のガイドライン及び埼玉県生活環境保全条例を基準としてください。
20	葬祭場について	1.(1)イ	葬祭場には、式場を4室確保すると有りますが、室数も事業者の提案とすることは可能でしょうか。	式場は4室としてください。
21	葬祭場について	1.(1)イ	葬祭場の配置、規模等について民間事業者の提案となっておりますが、葬祭場の室数の増減等は可能でしょうか。	式場は4室としてください。
22	駐車場について	1.(1)ウ	火葬場と葬祭場で、駐車場の参考台数を分けて掲載したことの意図をご教授ください。火葬のみの利用を想定しているのでしょうか。	両施設の利用形態が異なることを前提に、別個に算出しています。動線処理に問題ない限り、配置は提案とします。
23	稼働日数について	1.(1)エ	斎場施設の年間稼働日数は300日以上とするとありますが、その根拠をご教示ください。	現斎場の稼働状況等を踏まえ、設定しています。
24	稼働日数について	1.(1)エ	休場日（年末・年始休暇等）の指定をご指示願います。	1月1日～1月3日は休場日とします。その他の休場日については年間稼働日数が300日以上となるように提案してください。
25	事業の範囲について	1.(1)	修繕業務に関するお考えをお教え下さい	日常的な修繕業務は民間の業務範囲とします。 詳細は要求水準書に規定します。
26	事業の範囲及び敷地造成業務について	1.(1)及び 3.(1)	敷地の整地及び造成の範囲は広域斎場の敷地のみで宜しいでしょうか？（1(1)エの32,200㎡のみですか？）	質問のとおりです。
27	事業の範囲について	1.(1)ア	市において現場地質調査を行っていますか。行っているならば調査結果をご開示下さい。また、調査結果より合理的に推定できない地質状態による工期の遅れ、工事費増のリスクは市にあると考えてよろしいですか。	市が実施した地質調査データは、募集要項の参考資料として公表します。 工期の遅れは、事業者のリスクとします。
28	事業の範囲について	1.(1)ア	建設及びその関連業務には、火葬炉の整備も含まれていると解釈すればよろしいのでしょうか。	質問のとおりです。
29	事業の範囲について	1.(1)ア	市において埋蔵文化財調査を行っていますか。また、埋蔵文化財の発見による工期の遅れ、工事費増のリスクは市の負担と考えてよろしいですか。	埋蔵文化財は調査済みで、埋蔵文化財は存在しないと確認されています。
30	事業の範囲について	1.(1)イ	現火葬場の運営マニュアル等がありましたらご開示下さい。	ありません。
31	事業の範囲について	1.(1)イ	「運営及び維持管理業務」の具体的な事業範囲として、「火葬場及び葬祭場の運営並びに斎場施設の維持管理業務等」との記載がありますが、火葬場及び葬祭場以外の部分の運営業務を行なう事業主体は「越谷市」と考えて宜しいでしょうか。（斎場施設の運営業務主体）	業務内容については実施方針3.(1)を参照してください。 詳細は要求水準書で明示します。
32	事業方式について	1.(1)	本事業はBTO方式であり、施設竣工後、即座に市が施設の所有権を保有しますが、不動産取得税および事業所税（新設）は、事業者には課税されないとの理解でよろしいですか。	本事業では、施設の買い取りではなく市が建築主となることを想定していますので、不動産取得税および事業所税（新設）は発生しません。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
33	事業方式について	1.(1)	本事業はBTO方式を想定していますが、施設所有権は、市が直接保存登記しますか、あるいは事業者側で保存登記し、市に移転登記することになりますか。また、登録免許税は市の負担ですか、事業者の負担ですか。	施設所有権は市が直接保存登記します。
34	事業方式について	1.(1)	本事業ではBTO方式を事業手法としておりますが、民間事業者に対し不動産取得税が課税されるのかご教示下さい。	本事業では、施設の買い取りではなく市が建築主となることを想定していますので、不動産取得税は発生しません。
35	事業方式について	1.(1)	本件の事業方式はBTO方式ですが、「墓理法上の管理者」と「墓理法上の経営者」、SPCとの関係についてお示しください。	「墓理法上の管理者」と「墓理法上の経営者」のいずれもが市となります。SPCは市より業務の受託を行うという関係となります。
36	募集及び選定スケジュールについて	2.(1)	「スケジュール」によりまして、募集要項の配布から提案書の提出までの期間が概ね最大2ヶ月程度と思われそうですが、他のPFI案件に比べ短く思われます。適切な期間とお考えでしょうか。	スケジュールのとおりいたします。
37	募集及び選定スケジュールについて	2.(1)	「民間事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、～」との記載がありますが、本実施方針2.(2)参加資格要件に規定された要件以外の要件が示される可能性が有るという意図でしょうか。	想定していません。
38	募集及び選定スケジュールについて	2.(1)	選定スケジュールにおきまして、提案書提出の後、提案書毎のヒヤリングを予定されていますか。お教えください。	越谷市PFI事業者選定審査会において検討します。
39	募集及び選定スケジュールについて	2.(1)	現地見学会はいつごろ行なわれるのでしょうか。また、敷地図が実施方針に添付されておきませんが、敷地図はどこで閲覧できるのでしょうか。双方とも応募者にとって重要な参考となりますので、早期にご開示していただきたくお願いします。	見学会は実施しません。 敷地図は企画課で閲覧できます。
40	募集及び選定スケジュールについて	2.(1)	都市計画変更状況ならびに都市計画変更決定のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。	都市計画決定は、平成15年7月頃を予定しています。
41	募集及び選定スケジュールについて	2.(1)	都市計画変更決定前でも特定事業選定及び募集要項の配布は行なわれるのでしょうか。またその時、万が一都市計画変更がなされないような事態になった場合における事業の中断はあり得るのでしょうか。	都市計画決定前でも特定事業選定及び募集要項の配布を行います。都市計画決定がなされないような事態になった場合には事業の中断となります。
42	募集及び選定スケジュールについて	2.(1)	スケジュール(予定)内に「要求水準(施設・設備仕様および業務の双方)の公表」「契約書(案)の公表」に関するご説明が見当たりませんが、いつを予定されているのでしょうか。応募者にとって非常に重要なことですので、是非ともご教示下さい。札幌斎場PFIでは実施方針と要求水準が同時に公表され、その6ヶ月後に提案書を提出というスケジュールになっております。本事業のスケジュールでは実施方針の公表から6ヶ月後に提案書の提出となっておりますが、民間事業者が実際に作業に入れるのは要求水準が公表されて後ということになります。出来るだけ早急に要求水準が公表されることを望みます。	要求水準書は特定事業選定の前に案を公表する予定です。契約書(案)は募集要項とともに公表する予定です。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
43	募集及び選定スケジュールについて	2.(1)	事業者選定基準の公表時期は、2.(1)募集及び選定スケジュール(予定)より、平成15年1月の「募集要項の配布の日」より前と考えて宜しいでしょうか。	事業者選定基準の公表時期は、平成15年1月を想定しています。
44	募集及び選定スケジュールについて	2.(1)	“公募型プロポーザル”とありますが、提案書の提出後、改めて市に対しプレゼンテーションを行う機会が予定されているのでしょうか。もしくは市あるいは審査会が必要であると判断したグループにだけプレゼンテーションの機会が与えられるのでしょうか。	越谷市PFI事業者選定審査会において検討します。
45	募集及び選定スケジュールについて	2.(1)	スケジュール(予定)より、募集要項の配布から提案書の提出までの期間が約2ヶ月と思われそうですが、募集要項に関する質問の受付、回答の期間も含めると、もう少し期間を延長してもらえますでしょうか、ご教示下さい。	スケジュールのとおりといたします。
46	参加資格要件について	2.(2)	維持管理会社の参加資格要件が記載されていませんが、斎場の維持管理実績がなくても良いと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
47	参加資格要件について	2.(2)	提案グループの構成メンバーは、全てがSPCへの出資義務をおいますか。お示しください。	構成員は全て出資を行うことを前提としています。
48	参加資格要件について	2.(2)	SPC設立に関する規定の記載がありませんが、事業者はSPCを設立する必要はないのでしょうか。	SPCは必ず設立してください。
49	参加資格要件について	2.(2)	「単独企業又は企業グループ」とされていることから、企業グループで応募する場合、設計会社、維持管理会社、火葬炉メーカー、火葬業務会社を構成員とする必要はないと解釈してよろしいのでしょうか。	企業グループとして参加資格を満たしていればご指摘のとおりです。
50	参加資格要件について	2.(2)	構成員の変更に関する規定はどのようにお考えでしょうか。また、グループで応募する場合において、構成員の一部に欠格事項が発生しても、欠格者を除く他のグループ構成員が資格要件を満たしていればよろしいのでしょうか。	参加資格審査以降の構成員の変更は認めません。参加資格審査以降に構成員の一部に欠格事項が発生した場合には、参加資格を失うこととなります。
51	参加資格要件について	2.(2)	火葬炉の設計、施工、運転、維持管理の実績を有する構成員は一つの企業グループの構成企業にしかならず、他のグループの構成企業または協力企業にはなれないということではよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
52	参加資格要件について	2.(2)	「建設業法第3条第1項の規定にもとづく、～(グループの場合には、構成員の一社以上が満たすことが必要である。)」と記載がありますが、グループの代表企業との関係についての記載はされていません。代表企業については、特段の条件は付されないと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
53	参加資格要件について	2.(2) イ	越谷市競争入札参加資格者名簿に未登録の業者は、資格確認基準日までに登録の機会が与えられるのですか。	越谷市競争入札参加資格者名簿への業者登録については、随時登録は受け付けていません。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
5 4	参加資格要件について	2.(2)イ	「2.(2) イ」の中で、“構成員の一家以上が満たすことが必要”とありますが、この意味は、複数の建設会社が構成員として応募グループに参画している場合、その建設会社の内1社が当該資格要件を満たしている必要があるとの解釈でよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
5 5	参加資格要件について	2.(2)イ	「機械器具設置工事つき特定建設業の許可を得ている者」とありますが、弊社は清掃施設工事の特定建設業の資格で、多くの自治体で火葬炉工事の施工をさせていただいております。資格の中に「清掃施設工事の特定建設業」を入れていただけないでしょうか。	実施方針のとおりといたします。
5 6	参加資格要件について	2.(2)	滞納していないことを証する県税・市町村税は埼玉県・越谷市のものですか、または本店所在地のものですか。	税の滞納がないことを確認するための要件ですので、本店所在地のもので結構です。
5 7	参加資格要件について	2.(2)ウ	法人市町村民税及び固定資産税は、越谷市のものと考えて宜しいのでしょうか？また、応募者が越谷市内に本拠を置く企業、あるいは越谷市内に支店・営業所を所有する企業の場合にのみ上記の税金に関する納税証明が必要になる、と理解すれば宜しいのでしょうか？	税の滞納がないことを確認するための要件ですので、市内、市外にかかわらず、構成員の全てが対象になります。
5 8	参加資格要件について	2.(2)	火葬業務は、本事業の核をなす業務であると考えられますが、当該実績の項目には、火葬業務の実績要件が記載されておりません。火葬業務に関する実績は問われないのでしょうか。	ご質問のとおりです。
5 9	参加資格要件について	2.(2)	過去10年間の実績を求めておりますが、資格確認日である平成15年1月を起点とする過去10年間との理解でよろしいですか。また、設計や施工実績で着工から竣工が過去10年を跨ぐ案件の場合、その時期の取扱いはどのように考えればよろしいのでしょうか。及び増改築の実績は含まれるのでしょうか。イの火葬炉に関する実績を含め、参加資格に関する実績の取扱いの詳細をご教示下さい。	過去10年間とは、資格確認日である平成15年1月を起点とする過去10年間とします。設計や施工実績で着工から竣工が過去10年を跨ぐ案件の場合には、当該業務の契約日を基準とします。増改築は実績として考えません。
6 0	参加資格要件について	2.(2)ア	斎場整備及び提案技術に関する実績において、『ア・火葬場又は、葬祭場の建物の設計及び施工の実績』と記載されていますが、実績の内容により（例えば火葬場の設計や施工実績が無く、葬祭場のみの設計や施工実績で応募する場合）評価が異なるのですか。	同等と考えております。
6 1	参加資格要件について	2.(2)ア	斎場整備及び提案技術に関する実績において、『ア・火葬場又は、葬祭場の建物の設計及び施工の実績』と記載されていますが、葬祭場とは葬儀のみを行い、火葬設備を有していない建物と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
6 2	参加資格要件について	2.(2) ア	斎場整備及び提案技術に関する実績において、『ア．火葬場又は、葬祭場の建物の設計及び施工の実績』と記載されていますが、下記のいずれかに該当していれば良いと考えてよろしいですか。 1)設計に関しては、 ・火葬場の設計実績・葬祭場の設計実績 ・火葬場及び葬祭場の設計実績 2)施工に関しては、 ・火葬場の施工実績 ・葬祭場の施工実績 ・上記複数の実績	ご質問のとおりです。
6 3	参加資格要件について	2.(2) ア	「火葬場又は、葬祭場の建物の設計及び施工の実績」との記載がありますが、グループの場合は、「設計」の実績、及び「施工」の実績を有する構成員はそれぞれ別であっても差し支えないでしょうか。すなわち、構成員のいずれかが「設計」の実績を有し、また別の構成員が「施工」の実績を有する場合は本条項に該当すると考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
6 4	参加資格要件について	2.(2) ア	「設計及び施工の実績」とありますが、グループの場合には、設計の実績と施工の実績それぞれを構成員のいずれかが満たすことという解釈でよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
6 5	参加資格要件について	2.(2) ア	「火葬場又は、葬祭場」とありますが、火葬炉を持たないメモリアルホール的な施設の設計及び施工の実績でも構わないとの理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
6 6	参加資格要件について	2.(2) ア	「設計及び施工の実績」とありますが、設計事務所を構成員とする必要はありますか。	設計事務所を構成員とする必要はありません。
6 7	参加資格要件について	2.(2) イ	応募者は、過去10年間に火葬炉の設計、施工、運転、維持管理の実績を満たすものとありますが、実績とは、公共施設・民間施設問わずの実績でしょうか？	ご質問のとおりです。
6 8	参加資格要件について	2.(2) イ	イ．火葬炉の設計、施工、運転、維持管理の実績と記載がありますが、グループの場合、ア．火葬場又は葬祭場建物の設計及び施工の実績を有する構成員のいずれかが条件を満たしておれば参加資格要件に該当すると考えて宜しいでしょうか、ご教示下さい。	ご質問のとおりです。
6 9	参加資格要件について	2.(2)	資格確認基準日より過去10年間とは、各項目について下記の通り考えて宜しいでしょうか。 ・火葬場又は、葬祭場の建物の設計：確認通知日又は適合通知日 ・火葬場又は、葬祭場の建物の施工：検査済証取得日	各業務の契約日を基準とします。
7 0	参加資格要件について	2.(2)	資格確認基準日の記載がなされていますが、これは参加資格審査を当該基準日時点で行なうという意味でしょうか。資格確認基準日の定義をご教授下さい。	ご質問のとおりです。
7 1	越谷市PFI事業者選定審査会について	2.(3)	「越谷市PFI事業者選定審査会」のメンバーは、公表される予定でしょうか。公表されるとすれば、公表時期はいつ頃になる予定でしょうか。お教えください。	提案書提出後に公表する予定です。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
72	越谷市PFI事業者選定審査会について	2.(3)	審査会のメンバーは公表されるとの理解でよろしいですか。またその場合、いつ頃公表される予定でしょうか。	提案書提出後に公表する予定です。
73	予定価格について	2.(3)	本事業の予定価格は事前に公表されますか。公表された場合、それは上限価格となるのでしょうか。	本事業は、上限価格を公表する予定です。
74	予定価格について	2.(3)	予定価格を公表される予定はありますか。	本事業は、上限価格を公表する予定です。
75	越谷市PFI事業者選定審査会について	2.(3)	提案プロポーザル方式での事業者選定とのことですが、提案価格の上限を公表する予定はありますか。	本事業は、上限価格を公表する予定です。
76	事業者選定基準について	2.(3)	建設、運営及び維持管理業務の提案内容等について、それぞれ「採点項目・内容」及び「配点」については2.(3)による「事業者選定基準」において提示されるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
77	事業者選定基準について	2.(3)	事業者選定の審査内容及びその配点について、越谷市様のお考えをお示してください。	事業者選定基準において公表いたします。
78	予定価格について	2.(3)	提案審査における価格について、予定価格等の提示をいただけるのでしょうか。	本事業は、上限価格を公表する予定です。
79	提出書類の取扱いについて	2.(4)	「著作権」について、「選定された提出書類の著作権は市に帰属されるが、～」との記載がありますが、「著作権」はあくまでも「書類の作成者に帰属する。」ものであって、選定された事をもって著作権が市に帰属する事はないと考えます。市の見解を示してください。	選定された提出書類の著作権は市に帰属することとします。
80	提出書類の取扱いについて	2.(4)	「展示権」について、「市は、選定された提出書類の展示権を有する。」との記載がありますが、「提出者の了解の下に、必要な図書については展示することが出来る。」との表現が適切と考えます。市の見解を示してください。	ご質問のとおりですので、募集要項に反映させていただきます。
81	提出書類の取扱いについて	2.(4)	「複製権」について、「選定された提出書類の複製権は、市のみに帰属される。」との記載がありますが、「提出者の了解の下に、必要な図書については複製することが出来る。」との表現が適切と考えます。市の見解を示してください。	ご質問のとおりですので、募集要項に反映させていただきます。
82	民間事業者の業務範囲について	3.(1)	駐車場・植栽等をふくむ外構の管理についての記述がありませんが、駐車場・植栽等をふくむ外構の管理についてはどのように理解すればよろしいですか。	詳細は要求水準書に規定します。
83	民間事業者の業務範囲について	3.(1)	「設計・施工には敷地内道路、調整池についての整備も含む。」との記載がありますが、仕様規定、敷地現況測量図、地質調査図、その他斎場施設の基本設計が出来る内容の必要資料について、今回質問の回答と時期を合わせご提示ください。	ご要望を踏まえ、早急に開示いたします。
84	民間事業者の業務範囲について	3.(1)	本事業では、民間事業者が敷地内道路、調整池についても設計・施工することになっておりますが、斎場敷地のみにおける道路、調整池を指すのですか。あるいは公園予定地を含んだ全体敷地を対象とするのでしょうか。ご教示下さい。	事業範囲は斎場敷地のみとなります。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
85	S P Cについて	3.(1)ア	S P Cの構成要件はありますか？ 例えば、 構成員全員の出資が必要。 出資者は構成員になる必要がある。 構成員で50%以上の出資を行う必要がある。	全員の出資が必要となります。 出資者は全て構成員になる必要はありません。 50%以上の出資が必要となります。
86	S P Cについて	3.(1)ア	S P Cを設立する民間事業者は、本件プロポーザルに参加する民間事業者（企業グループ）を構成する企業のうちの一部の企業であっても差し支えないでしょうか。	参加資格審査以降の構成員の変更は認めません。
87	S P Cについて	3.(1)ア	S P Cの形態に指定はありますか。株式会社の場合、構成員以外の第三者がS P Cの株式を保有することは可能でしょうか。	構成員が合わせて50%以上の出資を行うことを前提に、構成員以外の第三者がS P Cの株式を保有することも可能とします。
88	S P Cについて	3.(1)ア	特別目的会社(S P C)の形態について指定はあるのでしょうか。（株式会社or有限会社）また、S P Cの設置場所について指定はあるのでしょうか。（越谷市？）	S P Cは商法に定められる株式会社とします。 設置場所は、指定はしませんが、市としては、市内を希望します。
89	S P Cについて	3.(1)ア	S P Cは商法に定められる株式会社（資本金1千万円）との理解でよろしいですか。また、S P Cへの出資条件（代表企業のみ出資、構成員は必ず出資、出資比率等）をご提示下さい。	S P Cは商法に定められる株式会社とします。構成員は必ず出資とします。
90	民間事業者の業務範囲及び市の業務範囲について	3.(1)及び(2)	実施方針では一般廃棄物・残骨灰・集塵灰の処理方法および官民の役割分担について触れられておりませんが、基本的な考え方をご教示下さい。	一般廃棄物・残骨灰・集塵灰の処分は市の業務とします。
91	事前業務について	3.(1)イ	『火葬場、葬祭場の各種申請業務』とは、どのような申請業務があり、それぞれの程度の期間を有すかを、具体的にご提示ください。	市が建築主となるため、申請業務は市が実施します。事業者は市の要望に応じて申請業務に必要な資料の提供を行ってください。
92	事前業務について	3.(1)イ	「火葬場、葬祭場の各種申請業務」に含まれる業務について、民間事業者の行なうべき申請業務について、全てを列記していただきたくお願い致します。	市が建築主となるため、申請業務は市が実施します。事業者は市の要望に応じて申請業務に必要な資料の提供を行ってください。
93	事前業務について	3.(1)イ	事前業務の中で火葬場、葬祭場の各種申請業務とありますが、民間事業者が行う申請業務の全てをご教示下さい。	市が建築主となるため、申請業務は市が実施します。事業者は市の要望に応じて申請業務に必要な資料の提供を行ってください。
94	事前業務について	3.(1)イ	都市計画決定に係る申請業務および近隣住民などの折衝業務は、行政側の範疇と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
95	ユーティリティの確保について	3.(1)ウ	ユーティリティの確保に関しまして「緊急時の対策を考慮しておく。」とありますが、どの程度の対策を考慮しておけばいいのかご教示ください。（例えば、自家発電装置の整備など）	自家発電装置及び火葬業務に必要な一定量の燃料の確保を想定しています。詳細は要求水準書に明示します。
96	ユーティリティの確保について	3.(1)ウ	ユーティリティーの確保について、『なお、緊急時の対応方策を考慮しておくこととする。』と記載されていますが、緊急時の対応とは、天災等により電気・ガス・上下水道全てが停止した場合でも、斎場のサービス水準を低下させないということですか。その基準を明確にご提示下さい。	自家発電装置及び火葬業務に必要な一定量の燃料の確保を想定しています。詳細は要求水準書に明示します。
97	ユーティリティの確保について	3.(1)ウ	水光熱費は民間事業者の負担ですか、または施設所有者である市の負担ですか。	市の負担とします。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
98	ユーティリティの確保について	3.(1)ウ	「民間業者は、斎場の建設開始から運営終了までにおいて必要となるガス、電気や水道等のユーティリティ全てを自ら確保するものとする。ただし、上下水道は本管を敷地近隣まで市の負担で整備しておく。」との記載がありますが、提案時点におけるインフラ整備状況について敷地外延長工事の必要な範囲を判断できる資料を提示して頂きたいお願い致します。	提示できるよう準備しています。
99	ユーティリティの確保について	3.(1)ウ	ガス、電気の現状の周辺整備状況をお教えてください。又事業者の引き込み負担はどこまでの範囲でしょうか。お示しください。	提示できるよう準備しています。また、事業地までの引き込みは、市が行ないます。
100	ユーティリティの確保について	3.(1)ウ	「ガス、電気や水道等のユーティリティ全てを自ら確保する」となっておりますが、火葬炉の燃料を含めた「ガス」について、都市ガスかプロパンガスかの選択は民間事業者の提案とすると解釈してよろしいのでしょうか。また、都市ガスを選択した場合、市内における都市ガス供給会社は1社のみの状況ですが、予め当該供給会社を構成員としてはならない旨の措置は、取っていただけるのでしょうか。	ガスは都市ガスとします。市内における都市ガス供給会社に対しては、特定の企業グループに参加しないように市から要請を行い、合意済みです。
101	ユーティリティの確保について	3.(1)ウ	火葬炉の燃料として、灯油の採用を民間事業者の提案としても構わないと解釈してよろしいのでしょうか。	火葬炉の燃料はガスとさせていただきます。
102	ユーティリティの確保について	3.(1)ウ	火葬炉で使用する燃料はガスと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
103	敷地造成業務について	3.(1)	民間事業者の業務範囲で、『敷地造成業務』と記載されていますが、この敷地の範囲は、13ページ「4.(1)」であり、他の公園予定部分は含まれないと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
104	敷地造成業務について	3.(1)	敷地造成における設計業務の記載がありません。造成については、既に設計が完了していると考えて良いのですか。または、道路・調整池等の仕様のみ提示して、設計は民間事業者の業務に含まれるのですか。	敷地造成における設計業務も事業範囲に含まれます。
105	敷地造成業務について	3.(1)	本事業開始前に、都市計画法に基づく「開発行為」の許可申請は必要になるのでしょうか。また、越谷市との事前協議等必要となる「届け出」「許可申請」「協議事項」等について列記して頂きたいお願い致します。	市が建築主となるため、申請業務は市が実施します。
106	敷地造成業務について	3.(1)	本事業計画地への工事車両進入ルートについては、決定しているのでしょうか。また近隣住民等への説明を完了し、了解は得られているのでしょうか。	ルートは決定しています。説明会は、道路築造時に行う予定です。
107	敷地造成業務について	3.(1)	敷地造成業務の項「敷地造成にかかる土木工事」の事業範囲を明示ください。また、関連資料の提示も併せてお願い致します。	斎場敷地のみを対象とした造成業務で、造成に使用する土砂の一部は市が提供します。詳細は要求水準書で明示します。
108	敷地造成業務について	3.(1)	敷地造成業務は斎場計画敷地のみでしょうか。あるいは全体敷地に及ぶのでしょうか。ご教示下さい。	斎場敷地のみです。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
109	設計及び施工業務について	3.(1)	本事業における斎場施設は、建築物の申請上の扱いとして「確認申請」となるのでしょうか、または「計画通知」として扱われるのでしょうか。	市が建築主となるため、計画通知になります。
110	設計及び施工業務について	3.(1)	実施方針の中で測量、地質調査及び地盤調査について言及されておりません。別添資料のリスク表に、“市が実施した調査・測量”とありますが、調査・測量結果は閲覧可能な状態にあるのでしょうか。まだであれば、いつ閲覧が可能になるのでしょうか。	早急に公表いたします。
111	設計及び施工業務について	3.(1)	斎場施設の設計・建築工事の範囲内に、葬祭場での祭壇等の備品整備も含まれると解釈してよろしいのでしょうか。また含まれる場合、どのような宗旨の祭壇を整備すればよろしいのでしょうか。	葬祭場での祭壇等の備品整備も含まれます。祭壇の宗旨等については要求水準書で明示します。
112	火葬業務について	3.(1)ア	収骨業務において残骨灰処理装置によりストックされた残灰等の処理費はSPC持ちでしょうか、市でしょうか、ご教示下さい。	残骨灰・集塵灰の処理は市の業務とします。
113	設計及び維持管理業務について	3.(1)ア、ウ	火葬場及び葬祭場の利用料金は事業者が徴収するのでしょうか。仮に事業者が徴収するのであれば、徴収した利用料は公金扱いとして市に収めることになるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
114	維持管理業務について	3.(1)イ	維持管理業務に『斎場施設の各設備・各機器の保守点検、修理及び設備更新』と記載されていますが、施設・設備の大規模修繕・更新（資本的支出となるもの）も事業者の業務範囲に含まれるのですか。	基本的には、大規模修繕・更新は想定していません。
115	維持管理業務について	3.(1)イ	業務の範囲に関しまして大規模修繕業務の記載がありませんが、大規模修繕業務は事業者の行う業務の対象外と考えて宜しいでしょうか。	基本的には、大規模修繕・更新は想定していません。
116	維持管理業務について	3.(1)イ	維持管理業務の中で各種の測定（環境計測を含む）となっておりますが、年間の測定回数、測定項目をご教示下さい。又、その費用はSPC持ちでしょうか、市でしょうか、ご教示下さい。	要求水準書で明示します。費用は民間の負担とします。
117	維持管理業務について	3.(1)イ	斎場施設の大規模修繕も、民間事業者の業務に含まれるとの理解でよろしいですか。	基本的には、大規模修繕・更新は想定していません。
118	葬祭場の運営業務について	3.(1)ウ	本文に『民間事業者は、葬祭場の場所貸し及び設備貸与に...』と有りますが、この葬祭場の設備とは何を示しているのですか。明確にご提示ください。	祭壇を示します。詳細は要求水準書で明示します。
119	葬祭場の運営業務について	3.(1)ウ	葬祭場の場所貸しおよび葬祭設備の貸与について、その相手先（貸出先）の資格要件および貸し出しの方法等の条件はどの様に想定していますか。また、事業者が自ら葬祭場を借り受けることはできますか。	越谷市、吉川市、松伏町の住民を優先します。事業者が借り受けることは可能ですが、事業者が独占的に使用する形態は不可とします。
120	葬祭場の運営業務について	3.(1)ウ	葬祭場において、事業者が物品の販売やその他サービスを提供することは可能ですか。	一般消耗品（数珠、ネクタイ等）については、提供可能と考えています。
121	葬祭場の運営業務について	3.(1)ウ	葬祭場の貸出業務において、貸し倒れが発生した場合のリスクはどちらが負担するのですか。	市の負担とします。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
1 2 2	葬祭場の運営業務について	3.(1)ウ	葬祭場の利用料金について、葬祭場の場所貸し及び葬祭設備貸与に係る費用が決定してありましたら、ご提示ください。	まだ決定していません。
1 2 3	葬祭場の運営業務について	3.(1)ウ	当該運営業務の提供における対価は、「3.(2)イ」で記載されている、変動費相当額として市より支払われるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
1 2 4	葬祭場の運営業務について	3.(1)ウ	葬祭場の場所貸しについて、その貸し先である葬儀会社の選択は民間事業にあると考えるとよろしいのでしょうか。	事業者が恣意的に貸し先を選択することはできません。
1 2 5	葬祭場の運営業務について	3.(1)ウ	利用料金は市が条例で定める以上、利用者の決定権限も市にあるとの理解でよろしいですか。つまり、民間事業者は需要リスクを負わないと考えておりますがよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
1 2 6	葬祭場の運営業務について	3.(1)ウ	「葬祭場の利用料金については市が条例で設定する」とありますが、公金という扱いで、事業者は代理受領のみで、すべて越谷市の収入になるという解釈でよろしいのでしょうか。また、貸与する設備の利用料金も、市が条例で定め、公金という扱いになるという解釈でよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
1 2 7	清掃業務について	3.(1)エ	「民間事業者は、斎場施設における日常の清掃業務・ごみ収集業務を実施する。また、～」との記載がありますが、ごみの処分は「市」の業務範囲と考えると宜しいのでしょうか。	ごみの処分は市の業務とします。
1 2 8	清掃業務について	3.(1)エ	斎場施設におけるゴミ収集業務について、一般廃棄物及び焼却後の灰等の産業廃棄物処理費用の負担区分についてご回答ください。	一般廃棄物・残骨灰・集塵灰の処分は市の業務とします。
1 2 9	清掃業務について	3.(1)エ	民間事業者は斎場施設における日常の清掃業務、ゴミ収集業務を実施する。と記載されておりますが、施設内のゴミ収集で、ごみ焼却場への収集及び処分は市の業務範囲でしょうか、ご教示下さい。	ごみの処分は市の業務とします。
1 3 0	警備業務について	3.(1)オ	「必要に応じて警備員を配置し」とありますが、終日機械警備とすることは可能でしょうか。	可能です。
1 3 1	警備業務について	3.(1)オ	「民間事業者は、必要に応じて警備員を配置し～」との記載がありますが、内容については民間事業者の提案に委ねるとの解釈で宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
1 3 2	事務関連業務について	3.(1)カ	「自動音声装置による火葬予約受付・葬祭場予約受付業務を実施する」とありますが、導入する「自動音声装置」については導入実績や規定はあるのでしょうか。スペックを満たせば民間事業者は自由に導入できると考えてよいのでしょうか。	予約受付システムの内容は事業者の提案とします。
1 3 3	補助業務について	3.(1)キ	「市が実施する～について補助業務を実施する。」との記載がありますが、「補助業務」の範囲を明示して下さい。	詳細は要求水準書で明示します。
1 3 4	補助業務について	3.(1)キ	補助業務の範囲が具体的に記されておきませんが、今後の要求水準書に明記されると理解してよろしいのでしょうか。	詳細は要求水準書で明示します。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
135	補助業務について	3.(1)キ	市が実施する料金徴収、火葬許可確認火葬証明書発行について補助業務実施とありますが、業務の範囲をご教示下さい。	詳細は要求水準書で明示します。
136	補助業務について	3.(1)キ	「市が実施する料金徴収」の対象は、火葬料金及び葬祭場利用料金の双方と解釈してよいでしょうか。	火葬料金及び室の利用料金です。
137	補助業務について	3.(1)キ	「市が実施する料金徴収」とは、火葬場及び葬祭場の使用料金の徴収業務と解釈してよろしいのでしょうか。	火葬料金及び室の利用料金です。
138	霊柩車運行業務について	3.(1)ク	「民間事業者は、霊柩車運行業務を実施することが出来る。」と記載されていますが、霊柩車運行業務がオプション業務だとすれば、実施することによって評価上有利になるのですか。	霊柩車運行業務の実施の有無は評価対象とはしません。
139	霊柩車運行業務について	3.(1)ク	霊柩車運行業務を行う場合の、霊柩車は民間事業者がその費用を負担し所有するのですか。あるいは、市の所有とし、その費用は3.(2)アの斎場施設の整備にかかわる費用に含めるのですか。	霊柩車は民間事業者が所有し、運行してください。費用は利用実績に応じて市が負担します。
140	霊柩車運行業務について	3.(1)ク	「民間事業者は、霊柩車運用業務を実施することができる。」とありますが、当該業務の実施について民間が任意に選択できると理解して宜しいのでしょうか。また、当該業務実施の有無により提案評価にどのような影響が出るのでしょうか。仮に本業務を行うとした場合、対価は市より支払われるのでしょうか？それとも利用者から徴収するのでしょうか？利用者から徴収する場合、徴収した対価は事業者の収入として宜しいのでしょうか？	霊柩車運用業務は事業者の選択とします。霊柩車運行業務の実施の有無は評価対象とはしません。費用は利用実績に応じて市が負担します。
141	霊柩車運行業務について	3.(1)ク	「民間事業者は、霊柩車運行業務を運行することが出来る。」との記載がありますが、「市有霊柩車」の運行業務を本事業の一環として行なう提案もある。または、「越谷市」が直接その業務を行なう提案も考えられる。と理解して宜しいのでしょうか。	霊柩車運用業務は事業者の選択とします。市が直接行うことはありません。
142	霊柩車運行業務について	3.(1)ク	民間事業者は、霊柩車運行業務を実施することが出来る。と、ありますが、霊柩車は、越谷市が所有する車を利用し市民へのサービス提供をすると言う解釈で、宜しいのですか？	霊柩車は民間事業者が所有し、運行してください。
143	霊柩車運行業務について	3.(1)ク	「霊柩車運行業務を実施することが出来る」ありますが、これは事業者が本施設の運営を行なうにあたり、当該業務を独占的に実施することが出来るという意味でしょうか。	現在、霊柩車運行業務については市の指定業者が3社あり、本事業の事業者が希望する場合には市の指定業者としてサービスを提供することが可能となります。市は利用希望者に対して業者リストを提供し、業者の選択は利用者が行います。
144	霊柩車運行業務について	3.(1)ク	現在、市は霊柩車運行業務を実施されているのでしょうか。その場合、霊柩車の台数をご開示願えないでしょうか。	現在、市は霊柩車運行業務を直営で実施していません。
145	霊柩車運行業務について	3.(1)ク	「...することが出来る。」と記載されていますが、当該業務を実施する場合と、実施しない場合では、事業者選定基準上の差異が生じるのでしょうか。	霊柩車運行業務の有無は評価対象とはしません。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
146	霊柩車運行業務について	3.(1)ク	「民間事業者は霊柩車運行業務を実施することが出来る。」とありますが、実施しない提案を行った場合、マイナスの評価になるのでしょうか。事業者が実施しない場合、霊柩車運行業務をどのように行うと想定しているのでしょうか。	霊柩車運行業務の有無は評価対象とはしません。 現在、霊柩車運行業務については市の指定業者が3社あり、引き続きサービス提供を行います。
147	霊柩車運行業務について	3.(1)ク	「霊柩車の運行業務を実施することが出来る。」とありますが、これは、民間事業者の提案に基づき実施可能との理解でよろしいですか。この場合、実施する・実施しないで、提案評価に差を設けることはあるのでしょうか。「出来る。」と提示された貴市の主旨をご教示下さい。	霊柩車運用業務は事業者の選択とします。 霊柩車運行業務の実施の有無は評価対象とはしません。 現在、霊柩車運行業務については市の指定業者が3社あり、本事業の事業者が希望する場合にはサービス提供ができるという主旨です。
148	その他の業務について	3.(1)	『その他の業務』とありますが、どのような業務を想定されていますか。	詳細は要求水準書で明示します。
149	その他の業務について	3.(1)	斎場内に売店、喫茶・軽食コーナーが設けられると考えられますが、その運営は民間事業者の業務となりますか、あるいは市が運営するのですか。	基本的には、事業者の業務と考えています。
150	その他の業務について	3.(1)	その他業務について具体的に教えて下さい。	詳細は要求水準書で明示します。
151	その他の業務について	3.(1)	その他の業務について、具体的にご教示ください。	詳細は要求水準書で明示します。
152	その他の業務について	3.(1)	「その他の業務」とは具体的に何を示しているのでしょうか。民間事業者からの提案による業務を意味する場合、市が提案業務として容認出来ない業務についてお教え下さい。また、この民間事業者の提案業務の有無に関し、事業者選定基準上に差異は生じるのでしょうか。	詳細は要求水準書で明示します。
153	その他の業務について	3.(1)	民間事業者の業務範囲として「その他の業務」とありますが、売店・飲食等の事業が追加される予定はあるのでしょうか。また、民間事業者による独立採算の事業が本事業に追加される予定はあるのでしょうか。	詳細は要求水準書で明示します。
154	その他の業務について	3.(1)	本施設内に、売店や軽食・喫茶コーナーの類の施設を設置して、事業者がサービス提供することは可能でしょうか。その場合の代金はどのように考えればよろしいでしょうか。	基本的には、事業者の業務と考えています。 詳細は要求水準書に明示します。
155	民間事業者への協力について	3.(2)	火葬場・葬祭場の各種申請は、設置者である市の名義で行わなければならないものがあると思われませんが、それらについては市が各種申請手続きを行い、民間事業者は必要に応じてそれに協力すると考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
156	実施状況の監視について	3.(2)	「施設に備えられた測定機器を用いた計測」とありますが、具体的にどのような計測を意味するのかご教示願います。またこの計測は事業者の負担により行なわれる計測となるのでしょうか、市の負担となるのでしょうか。	詳細は要求水準書で明示します。 費用は民間の負担とします。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
157	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2)	市が支払う火葬場、葬祭場の建設に要する費用、施設の運営及び維持管理に要する費用に対して事業者が有する債権について、事業者に融資を行う金融機関のために質権を設定したり、譲渡担保等の担保権を設定することは可能ですか。	質権や担保権等を設定することは、想定していません。
158	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2) ア	斎場施設の整備にかかわる費用は施設の完成確認、引き渡しをもって確定債権として確立されるものと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
159	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2) ア	大規模修繕・更新に係る費用の支払い方法はどの様に想定されていますか。例えば、 大規模修繕・更新実施時に一括して支払い。 大規模修繕・更新実施時の金額を割賦元金として、実施時以降に延べ払い。 当初の割賦元金に算入し、事業期間にわたり延べ払い。	基本的には、大規模修繕・更新は想定していません。
160	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2) ア	1.(1) ア表1に示されている様に、火葬炉の設置数を段階的に増やしていくことが予想されますが、火葬炉の増設に係る費用の支払い方法はどの様に想定されていますか。例えば、 増設時に一括して支払い 増設時の金額を割賦元金として、増設時以降に延べ払い。 当初の割賦元金に算入し、事業期間にわたり延べ払い。	建設費の支払は、平準化といたしますが、炉の増設に伴う増額分は、基本的に増設後に算入して平準化させ、ご提案ください。
161	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2) ア	割賦金利の設定・更新の時期はどの様に想定されていますか。	割賦金利は5年毎の見直しを想定しています。
162	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2) ア	施設建設費の割賦金利について、越谷市様のお考えをお示ください。	金利水準は、基準金利+スプレッドの提案とします。 基準金利は5年毎の見直しを想定しています。
163	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2) ア	「建設に要する費用」とは、「1.(1) イ」に記載されている、「運営及び維持管理業務」を除く全ての業務の対価と理解すればよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
164	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2) ア	金利について、応募者は入札時に固定金利提案を行わなければならないのでしょうか、それとも市が別途定める基準金利に応募者がスプレッドを提案する方法になるのでしょうか。また、事業期間中に金利の見直し措置を盛り込まれるご方針でしょうか。	金利水準は、基準金利+スプレッドの提案とします。 基準金利は5年毎の見直しを想定しています。
165	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2) イ	運営維持管理費は、「固定費相当額と変動費相当額の合算とする」とありますが、2.(3)の審査におけるコスト面の定量評価はどのような基準で評価するのですか？	詳細は募集要項に規定します。
166	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2) イ	固定費と変動費の具体的な費用項目をご提示してください。	詳細は募集要項に規定します。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
167	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2)イ	実施方針内には「募集要項に規定する」との記載がありますが、モニタリングの方法および業務委託費の減額方法についても、具体的な規定が記載されるのですか。	モニタリングの方法および業務委託費の減額方法の詳細は募集要項に規定します。
168	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2)イ	「変動費相当額は、運営費の一部を基に、火葬場ならびに葬祭場の利用実績に応じて支払われるものとする。」との記載がありますが、具体的にはどのような算定方式をお考えでしょうか。ご提示ください。	詳細は募集要項に規定します。
169	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2)イ	業務委託費には、水道光熱費も含まれるのでしょうか。またその場合の固定費・変動費の振り分け等は、募集要項の配布までに要求水準書等で明示されるのでしょうか。	水道光熱費は市が支払います。
170	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2)イ	変動費相当額は、運営費の一部等を基に、火葬場ならびに葬祭場の利用実績に応じて支払われるものとする。となっておりますが算定方式等がございましたらご教示下さい。	詳細は募集要項に規定します。
171	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2)イ	固定費相当額と変動費相当額の比率、その支払い額の計算方法等の詳細については、平成15年1月配布の「募集要項」で提示されると考えてよろしいのでしょうか。	詳細は募集要項に規定します。
172	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2)イ	「変動費相当額は、運営費の一部等を基に」とありますが、運営費とはどのような費用を想定しているのでしょうか。	詳細は募集要項に規定します。
173	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2)イ	斎場施設の設備・機器の保守点検、修理及び設備更新も業務委託費の固定費相当額に含まれると理解しておりますが、SPCにとって当該費用発生は各年度毎に異なる場合があると考えます。市からの業務委託費は、事業年度に亘り平準化して支払われるのですか。それとも、民間事業者の提案に基づき支払われるのですか。ご教示願います。	詳細は募集要項に規定します。
174	斎場建設代金及び業務委託費の支払いについて	3.(2)イ	変動費相当額は、運営費の一部等を基に、火葬場ならびに葬祭場の利用実績に応じて支払われる」とありますが、運営費の一部等とはどの費用のことでしょうか。	詳細は募集要項に規定します。
175	霊柩車運行業務について	3.(1)ク	「民間事業者は霊柩車運行業務を実施することが出来る」とありますが、事業者が当該業務を行う場合、2.(3)の審査・選定におけるコスト面の定量評価はどのような基準で評価するのですか？（行う場合別添コストがかかるため不利となる）	霊柩車運行業務に係る費用は評価対象としません。
176	リスクの分類と官民間の分担について	3.(4)	リスクをヘッジするために、市が加入を予定されている保険・共済がありましたら、その内容をご提示してください。	詳細は募集要項に規定します。
177	リスクの分類と官民間の分担について	3.(4)	当該施設における火災保険は市が加入すると思われそうですが、市が加入する火災保険（及びそれ以外の保険）の内容について、及び民間が負担する範囲に関するお考えをご開示願います。	詳細は募集要項に規定します。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
178	リスクの分類と官民間の分担について	3.(4)	契約書(案)もしくは条件規定書の公表はいつを予定されていますか。	平成15年1月を想定しています。
179	市に提供されるサービスの水準について	3.(5)	「斎場施設の機能(性能要件)」「サービスの水準」については、募集要項に規定される旨記載がございしますが、募集要項の配布時期は平成15年1月となるため、今回質問の回答と時期を合わせご提示ください。	要求水準書は特定事業選定前に案を公表する予定です。
180	公共施設の管理者による支払に関する事項等について	3.(6)	「サービスの対価に係るリスク負担及びペナルティの考え方を募集要項に提示する。」旨記載されておりますが、募集要項の配布時期は平成15年1月となるため、今回質問の回答と時期を合わせご提示ください。	詳細は募集要項に規定します。
181	民間事業者の責任の履行に関する事項について	3.(7)	民間事業者の建設期間中及び運営期間中の履行保証に関しまして、越谷市様のお考えをお示しください。	詳細は募集要項に規定します。
182	モニタリングについて	3.(8)ア	実施方針に記載のある、設計時のモニタリングとは別に、優先交渉者の決定後、仮契約締結間での間に契約内容と並行して基本設計の取り纏めのための県との協議も十分に行なわれるという理解でよろしいのでしょうか。また、設計時のモニタリングとは、その事前の協議に基づいて実施設計が進捗しているかどうかを確認する目的で行なわれるものと解釈してよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
183	支払の減額等について	3.(8)	モニタリングにより減額される可能性のあるのは、業務委託費部分のみと考えて宜しいでしょうか。(割賦料部分は減額対象外と考えて宜しいでしょうか)	モニタリングにより減額される可能性のあるのは、業務委託費部分のみで、割賦料部分は減額対象外とします。
184	支払の減額等について	3.(8)	「民間事業者が実施する～について、契約で定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合は、サービスに対する支払いの減額等を行うとともに～」との記載がありますが、その判断基準、協議機関、査定方法、減額算定式等をご提示ください。	詳細は募集要項に規定します。
185	支払の減額等について	3.(8)	要求水準が維持されない場合のサービス対価の支払減額は、勧告の後一定期間修復策が行われない場合と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
186	支払の減額等について	3.(8)	モニタリングにより、要求水準未達判明した場合にサービスに対する支払の減額等が行なわれるとありますが、減額の対象となるのは「3.(2)」に掲載されている業務委託費のうちどの支払が対象となるのでしょうか。アに示される割賦代金や、イの変動費相当額も減額の対象となるのでしょうか。	モニタリングにより減額される可能性のあるのは、業務委託費部分のみで、割賦料部分は減額対象外とします。
187	支払の減額等について	3.(8)	前項に、設計時～工事完成時の間においてもモニタリングが行なわれるとの記載がありますが、その間におけるモニタリングによる減額規定はどのようにされるのでしょうか。	詳細は募集要項に規定します。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
188	支払の減額等について	3.(8)	民間事業者が～契約で定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合は、サービスに対する支払いの減額等を行うとともに～となっておりますが、その事項に対する協議機関や判断の基準、算定方式等がございましたらご教示下さい。	詳細は募集要項に規定します。
189	建築物等の建設要件等について	4.(3)	「～詳細については、募集要項に規定する。」旨記載されておりますが、募集要項の配布時期は平成15年1月となるため、今回質問の回答と時期を合わせご提示ください。	要求水準書は募集要項配布前に案を公表する予定です。
190	事業が継続困難となった場合の措置に関する事項について	6.	「特に、民間事業者が～債務不履行に陥った場合、～、市は、民間事業者に一定の回復期間を与えて、民間事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。」旨記載されておりますが、回復を待つまでの間の運営はどのように考えれば宜しいでしょうか。またその際のペナルティーはどのようにお考えでしょうか。	詳細は募集要項に規定します。
191	事業が継続困難となった場合の措置に関する事項について	6.(1)	施設引渡後において、万一事業者側の帰責事由により事業契約が解除された場合の、違約金の規定はどのようにお考えでしょうか。 「3.(2)」に掲載されている業務委託費のうち、アに示される割賦代金も違約金の対象となるのでしょうか。	割賦代金は違約金の対象としないことを想定しています。
192	事業が継続困難となった場合の措置に関する事項について	6.(3)	民間事業者の事業契約上の地位、権利・義務に対して、民間事業者に資金供給を行う融資機関のために担保権を設定することは可能ですか。	担保権を設定することは、想定していません。
193	財政上及び金融上の支援に関する事項について	7.(1)	本項目は、市中銀行等に優先して「日本政策投資銀行」より融資を受ける事とせよとの意図でしょうか。	日本政策投資銀行による融資を受けるかについては事業者の判断とします。
194	財政上及び金融上の支援に関する事項について	7.(1)	7.(1) では、「次の のイについて、財政上・金融上の支援が適用されるように努力し、... 事業安定性の向上、サービスレベルの向上等に活用すること」との記載がありますが、適用された場合には、市から支払われる割賦料・業務委託費の低減等には反映せず事業者がそのメリットを享受するという理解で宜しいでしょうか。また、「サービスレベルの向上」とはどのようなことを期待されているのでしょうか。(事業者は提案内容を履行すればよいと認識しております)	日本政策投資銀行による融資を受ける場合でも、割賦料・業務委託費を低減する必要はありません。サービスレベルの向上の内容は事業者の提案とします。
195	想定される主なリスク表について	別添資料：想定される主なリスク表	「民間事業者によるVE設計変更」とは、SPCの設計に基づいた設計により着工後、VE設計変更を「越ヶ谷市」に申し出た場合を想定しての項目と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
196	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	住民対策リスクとして、斎場施設の設置等に関する反対住民運動等の発生による事業の中断・中止リスクは、貴市の負担となつていますが、斎場設置・運営に起因する賠償責任請求についても当該リスク分担に含まれると考えてよいでしょうか？	住民対策に関連するリスクは市の負担とします。
197	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	「法人税の変更は民間」のリスク分担となっておりますが、消費税の変更同じと考えられませんかでしょうか。	事業者が支払う税金に関する制度変更リスクは事業者の負担とします。
198	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	外形標準課税が導入された場合は、「その他関連税制度の変更」として市のリスク分担という考えでよろしいですか。	事業者が支払う税金に関する制度変更リスクは事業者の負担とします。
199	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	民間事業者の提案には、地質調査のデータが必要となります。敷地造成工事、斎場施設の整備のため、今回質問の回答と時期を合わせご提示ください。また、提案段階に於いて民間事業者は独自の調査を行うことが出来ない事を考慮すると、リスクは「市」と「民間」の分担と考えるのが合理的ではないでしょうか。	地質調査データは募集要項とあわせて公表します。リスク分担につきましてはご指摘を踏まえ、検討いたします。
200	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	地中障害物又は埋蔵文化財等のリスクは市が負われると理解してよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
201	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	従業員の労働災害に関するリスクは、運営段階においても民間事業者の負担となっておりますが、これは、運営段階において、施設に従事する従業員は、すべて民間事業者の雇用する者であるという理解でよろしいでしょうか。それとも、貴市の職員が施設の業務に従事する場合にも、当該職員の労働災害も民間事業者がそのリスクを負うのでしょうか。	市の職員の労災に関しては、事業者には責任がない限り、市のリスク負担とします。
202	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	建設コスト、工事納期に関しまして、予測できない地中障害物、汚染物によるコストオーバーランは、越谷市様のリスクと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
203	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	予想できなかった技術的問題や施工上の課題には、地下埋設物等の予想することが困難と思われる要因も含まれるのでしょうか。	含まれないものと考えています。
204	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	越谷市様の事由により設計変更は、越谷市様のリスクと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
205	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	建設段階の資材置き場の確保が、民間側のリスクとなっておりますが、本文14ページ「4.(2)」において、『...整備予定敷地内の必要な範囲に於いて、無償で使用することが出来る。』と記載されています。リスク表で民間事業者側のリスクになっている理由をご教授ください。	整備予定敷地内で資材置き場が確保できない場合について、民間事業者のリスクとします。
206	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	引渡前の斎場施設の損傷リスクが民間の分担とされていますが、それはあくまでも事業者に帰責事由がある場合を指すと理解してよろしいのでしょうか。	施設の引渡し前のリスクに関しては基本的に事業者と考えておりますが、不可抗力に関するリスク分担につきましてはご指摘を踏まえ、検討いたします。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
207	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	天災リスク（戦争を含める）が、 全て民間のリスク分担となってい ますが、従来の公共工事の標準約 款である「公共工事標準請負契約 約款」に準じれば、基本的には当 該不可抗力リスクは市が負担する ことになるのではないでしょう か。過去のPFI案件において も、ほとんどの事例で、市の負担 とするか或いは市を主負担、事業 者を従負担としています。本件に おいて、民間にのみリスク負担さ せている点につき、市のお考えを お聞かせいただけないでしょ うか。	施設の引渡し前のリスクに関して は基本的に事業者と考えておりま すが、不可抗力に関するリスク分 担につきましてはご指摘を踏ま え、検討いたします。
208	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	建設段階 天災 リスクの概要で の、天災、戦争などによる物的・ 人的損害は、全て民間のリスク分 担となっていますが、これらは不 可抗力によるものであり、市側リ スクは問われないのでしょうか？	施設の引渡し前のリスクに関して は基本的に事業者と考えておりま すが、不可抗力に関するリスク分 担につきましてはご指摘を踏ま え、検討いたします。
209	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	利用者の減少とは、何を基準とし 増減を決定するのですか。	需要リスクについては売店・飲食 施設を民間が実施する場合の売り 上げ減少等及び変動費支払額の減 少を想定しています。
210	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	『施設利用者数の減少による施設 使用料収入の減少』は、事業者負 担とありますが、これは市から支 払われる業務委託費のうち、変動 費部分が減少するという考えでよ いのですか。	需要リスクについては売店・飲食 施設を民間が実施する場合の売り 上げ減少等及び変動費支払額の減 少を想定しています。
211	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	P12の責任分担の考え方に基づ けば“当該リスクを最も良く管理 できる主体がリスクを分担する” ことになっておりますが、需要リ スクを管理できる主体は市・民間 のいずれでもないと思料します。 利用料金の決定が市であることか ら、施設所有者である市が需要リ スクを負担するのが妥当なのでは ないでしょうか。仮に需要リスク を民間が負担するのだとすれば、 市から支払われる業務委託費が、 “施設の維持管理・運営に必要な 額 - 予想される施設使用料収入” になるといっていいのでしょうか。	需要リスクについては売店・飲食 施設を民間が実施する場合の売り 上げ減少等及び変動費支払額の減 少を想定しています。
212	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	需要リスクにおいて、施設利用者 数の減少による施設使用料収入の 減少リスクが、民間の負担のみと なっていますが、本件事業におけ る市の支払業務の主旨を鑑みます に、これは市のリスク負担となる のではないのでしょうか。また、民 間に残る当該需要リスクも存在す ると想定されているのであれば、 その内容についてご説明願えな いのでしょうか。	需要リスクについては売店・飲食 施設を民間が実施する場合の売り 上げ減少等及び変動費支払額の減 少を想定しています。
213	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	「施設利用者数の減少による施設 使用料収入の減少」のリスク負担 は民間とされていますが、施設使 用の料金徴収は市が行うものとあ ります（実施方針P9キ.補助業 務）。民間が負担するのは「利用 実績に応じて支払われる」業務委 託費の減少リスクではないでしょ うか。	需要リスクについては売店・飲食 施設を民間が実施する場合の売り 上げ減少等及び変動費支払額の減 少を想定しています。
214	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	「施設利用者数の減少による施設 使用料収入の減少」が、事業者負 担になっていますが、当該リスク は何に準拠しているのか、お示し ください。	需要リスクについては売店・飲食 施設を民間が実施する場合の売り 上げ減少等及び変動費支払額の減 少を想定しています。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
215	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	「施設利用者数の減少による施設 使用料収入の減少」リスクは事業 者側とありますが、事業者の収入 とすることができるものを具体的 にご教示ください。例えば、葬祭 場の利用料金は事業者の収入とす ることができるのでしょうか。	需要リスクについては売店・飲食 施設を民間が実施する場合の売り 上げ減少等及び変動費支払額の減 少を想定しています。
216	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	利用者からの賠償責任請求リスク についてのリスク負担者が市・ 事業者 となっておりますが、こ れは事業者に起因する場合のみ事 業者がリスクを負担すると理解す れば宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
217	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	運営維持管理段階における、施設 に瑕疵があった際の修繕・損害賠 償リスクは、民間事業者の負担と なっております。本件はＢＴＯで あり、施設の所有権は公共にあり ますが、民間事業者は、その善 意・悪意に関わらず２０年間の事 業期間において、その瑕疵を保証 するのでしょうか。	ご質問のとおりです。
218	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	施設・設備・提供サービスの陳腐 化リスクについて、市としてはど のようなリスクを、想定されてい るのでしょうか。施設・設備等の 陳腐化により利用者が減少した場 合にはすべて民間のリスクとなる ということでしょうか。	事業者のリスク負担は提供サー ビスのみとし、評価基準については 周辺自治体でのサービスレベル等 を踏まえ、事業者との協議事項と します。
219	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	施設・設備・提供サービスの陳腐 化とは、どのような場合を基準とし 評価されるのですか。	事業者のリスク負担は提供サー ビスのみとし、評価基準については 周辺自治体でのサービスレベル等 を踏まえ、事業者との協議事項と します。
220	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	技術革新等で施設・設備の陳腐化 してしまった場合のリスク負担者 は市 事業者 となっております が、そもそも本件はＢＴＯ取引で 施設は市に引渡し済ですし、要求 水準を満たしているのであれば、 事業者が本リスクを負担する必要 はないと理解してよろしいでしょ うか？	事業者のリスク負担は提供サー ビスのみとし、評価基準については 周辺自治体でのサービスレベル等 を踏まえ、事業者との協議事項と します。
221	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	法制度・規制の変更リスクにつ きましては、運営維持管理段階に のみその記載がありますが、建設 段階におきましても法制度・規制 の変更リスクは、運営維持管理 段階同様にリスク負担者は市と考 えてよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
222	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	第三者の責に帰す損害の発生につ いて、民間が主負担となっている 理由と、市が想定されている具体 的ケースをお教え下さい。当該リ スクについて、市および民間の双 方に帰責事由がなく第三者の責に 帰す損害であれば、損害リスクを 負担するのは基本的には第三者 （当事者）になるのではないで しょうか。	当該リスク分担につきましてはご 指摘を踏まえ、検討いたします。

実施方針に対する質問

質問番号	項目	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
223	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	当該施設において、利用者や周辺住民等からの苦情や賠償責任請求の中に、「事業者の善管注意義務を持ってしても発生する苦情や諸請求」（例えば、言いがかり的なもの）が特に懸念されます。かようなリスク分担まで民間のリスク負担とするのは過度な負担を強いることになるとは思います。市の基本的なお考えを明確にしていただけないでしょうか。事業者が善管注意義務を怠っていないと認識される場合の当該リスクは、事業者の負担にはならないと解釈してもよろしいのでしょうか。	当該リスク分担につきましてはご指摘を踏まえ、検討いたします。
224	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	葬祭場の場所貸しで発生する借り主の責による物的損害、周辺住民からの賠償責任等の責任は借り主に帰するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
225	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	周辺住民からの賠償請求リスクについて、リスク負担者が、市、事業者 となっていますが、帰責事由が事業者の場合にのみ事業者がリスクを負担すると理解すれば宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
226	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	運営期間中に、想定火葬取扱数より火葬件数が増加し、炉の新築が必要になった場合、炉の新築費用は市の負担と考えてよろしいですか。	新設するかどうかの判断は市が行います。増設計画を前倒しすることによる新たな費用負担が発生する場合には、事業者との協議とします。
227	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	動物炉の容量については、保健所等で使用する場合、一度に数体（大型犬等）が焼却されます。また、ペット扱いの場合は1体ずつ焼却され、飼い主が焼骨を持ち帰りますが、それによって炉の容積及び能力が異なります。取り扱い及び容量についてご返答の程お願いいたします。	一度に一体ずつ焼却する形態を想定しています。詳細は要求水準書で明示します。
228	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	火葬炉設備に対する技術基準が指示されていませんが、今後仕様書等で示されるのでしょうか。	詳細は要求水準書で明示します。
229	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	施設建設完了（性能確認済）の期限が、平成16年度末と記載されていますが、火葬炉の場合の性能確認は、実火葬が始まらないと出来ません。したがって、施設建設完了の平成16年度末は、動作性能試験となりますがよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
230	想定される 主なリスク 表について	別添資料： 想定される 主なリスク 表	S P C に支払われる業務委託費と利用者収入の関係（サービス購入型 P F I なのか、それともサービス購入型 P F I に、独立採算事業の要素が一部含まれるか）が不明瞭であります。基本的な考え方をご教示下さい。	当事業はサービス購入型の事業スキームとしています。ただし、売店・飲食施設を事業範囲とする場合及び需要変動費については事業者のリスクとなります。
231	要求水準書 (案)	別添資料： 想定される 主なリスク 表	仮称越谷広域斎場整備事業の実実施方針には、要求水準書(案)等が、記載されていませんでしたが、要求水準書(案)については、いつ頃提示されるのでしょうか？	要求水準書は募集要項配布前に案を公表する予定です。
232	既存施設の データ	別添資料： 想定される 主なリスク 表	既存の斎場施設の利用データ(日ごとの取り扱い数、利用時間帯等)を公表してもらえないでしょうか。	「越谷広域斎場基本計画（平成13年3月）」を参照ください。同資料は市の情報公開室で閲覧、複写が可能です。